

八丈町インターネット公売実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、インターネット上でのオークションシステムを利用した差押財産の公売に関し、国税徴収法(昭和34年法律第147号)及び国税徴収法施行令(昭和34年政令第329号)並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) インターネット公売 インターネット上でのオークションシステムを利用した差押財産の公売をいう。
- (2) 公売財産 公売を行う差押財産をいう。
- (3) システム提供法人 インターネット公売のシステムを提供する法人をいう。
- (4) 公売参加者 インターネット公売に参加する者をいう。
- (5) 最高価申込者等 インターネット公売の結果、最高価申込者及び次順位買受申込者となった公売参加者をいう。
- (6) 売却決定者 公売財産の売却が決定した者をいう。
- (7) 不落札者 公売参加者のうち、公売財産の売却決定をしなかった者をいう。
- (8) 納付代理人 システム提供法人のうち、次のいずれにも該当している者をいう。
 - ア 公売参加者からインターネット公売に係る公売保証金の納付及び還付に関する代理権を付与されていること。
 - イ 国税徴収法第100条第1項第2号に規定する保証銀行等の条件を満たしていること。

(業務)

第3条 町は、インターネット公売を実施するに当たり、公売手続以外に次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) インターネット公売実施に関するシステム提供法人との契約締結に関する事務
- (2) 公売財産の選定、掲出及び管理
- (3) インターネット公売に係る参加申込及び下見会実施並びに滞納処分費の調定及びシステム利用料金支払

(4) その他インターネット公売において生じる事務
(インターネット公売の適用範囲)

第4条 町が差押を行った財産は、インターネット公売の対象とするものとする。ただし、次の各号に掲げる財産は、原則としてインターネット公売に付さない。

- (1) 電話加入権及び電話利用権
- (2) 変質又は劣化しやすく、インターネット公売の期間中に、価値が激変する可能性のある財産
- (3) 国税徴収法第109条第1項により、随意契約により売却することができる財産
- (4) 公売により消滅しない第三者の権利が設定されている等の理由により、事実上買受人が限定される財産
- (5) 前各号に定めるもののほか、町長がインターネット公売に付することが適当でないと認める財産

(公売参加者)

第5条 公売参加者は、インターネット公売に参加を希望する者で次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 国税徴収法第92条及び第108条に該当しない者
 - (2) 別に定める八丈町インターネット公売ガイドラインを承認する者
- (入札及び開札)

第6条 インターネット公売は、期間を定めて行うものとする。

- 2 インターネット公売の方法は、入札又はせり売りとする。
- 3 前項の方法は、公売財産の性質等を考慮し公売財産ごとに決定する。
- 4 入札又はせり売りの締切り後に、入札又はせり売りの結果を町長が確認することをもって、開札したものとみなす。
- 5 国税徴収法第106条第1項に定められた入札又はせり売りの終了の告知は、インターネット公売システムに最高価申込者及び次順位買受申込者の情報並びに入札金額を掲示するとともに、最高価申込者及び次順位買受申込者へ通知することにより行うものとする。

(公売保証金の徴収)

第7条 町は、公売参加者から見積価格の金額にかかわらず公売保証金を徴収するものとする。

(公売保証金の納付方法)

第8条 公売保証金は、公売参加者が町に直接納付する場合を除き、納付代理人が納付し、又は町に代わって公売参加者に還付するものとする。

第9条 公売参加者は、インターネット公売のシステムを介し、クレジットカード

ドを利用して、公売保証金を納付代理人に納付するものとする。ただし、当該公売保証金を町に直接納付する場合は、町は、第12条の規定に基づき受け入れるものとする。

(公売保証金の納付猶予)

第10条 公売参加者が、次の各号のいずれにも該当している場合は、インターネット公売開始前に納付代理人が行う公売保証金の納付については、最高価申込者等を決定するまで、又はインターネット公売を中止するまでの間はその納付を猶予する。

- (1) 公売参加者が、公売保証金の納付を自己名義のクレジットカードによる決済としてインターネット公売に参加していること。
- (2) 納付代理人が、公売参加者の公売保証金に相当するクレジットカード売上承認によるカード与信枠を取得している事実を確認し、そのことを町長に通知していること。

(納付を猶予した公売保証金の取扱)

第11条 売却決定者の公売保証金については、インターネット公売終了後に納付代理人が速やかに納付するものとする。

- 2 前項に規定する者を除く公売参加者の公売保証金については、納付を免除する。
- 3 インターネット公売を中止した場合は、全ての公売参加者の公売保証金について納付を免除する。
- 4 前2項の規定にかかわらず、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者の公売保証金は納付を免除しないものとする。

(公売代金等の受入)

第12条 公売代金及び公売保証金の受入は、公売保証金納付書及び買受代金納付書による納付又は町の指定金融機関の会計管理者名口座への振込によるものとする。

(買受代金への充当)

第13条 売却決定者の公売保証金は、公売代金に充当する。

(不落札者への公売保証金の返還)

第14条 公売保証金のうち、不落札者が町に直接納付したものは、当該不落札者から受領した公売保証金納付書兼返還請求書兼口座振替依頼書により速やかに返還する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月9日から施行する。